

府 共 第 3 8 6 号

平成19年9月6日

各都道府県

配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長 殿

内閣府男女共同参画局推進課長

母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の証明を
求める者が配偶者からの暴力を受けた者である場合に係る
証明書の発行について

配偶者からの暴力を受けた者が母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号において規定する「配偶者から遺棄されている女子」に該当する場合には、厚生労働省雇用均等・児童家庭局において所管している母子寡婦福祉資金の貸付け、母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭自立支援給付金事業、母子自立支援プログラム策定事業等の対象となることが「配偶者からの暴力被害者に対する母子寡婦福祉資金の貸付けについて」（平成19年3月23日雇児福発第0323001号）により明確化されている。

今般、これに加え厚生労働省職業安定局及び職業能力開発局において所管している施策（公共職業訓練の受講あっせん、特定求職者雇用開発助成金、及び母子家庭の母に対する試行雇用奨励金）についても母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号において規定されている「配偶者から遺棄されている女子」に該当する場合には、その対象となることとされ、これにあわせて、配偶者からの暴力を受けた被害者から市町村に対して母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の証明書の発行の申請があった場合には、当該市町村の判断で証明書を発行することとされた。

市町村が証明書を発行するに当たっては、申請者に対し、配偶者からの暴力を受けた者かどうかを確認するため、必要に応じて「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の提出を求めることも想定される。このような場合において、婦人相談所は、申請者からの依頼を受けて、別紙様式を参考とした証明書（以下「保護に関する証明書」

という。)を発行するなど、対応することとなっている。

保護に関する証明書は原則として婦人相談所において発行するものとされていることから、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）及び支援センター以外の機関に配置された婦人相談員が相談を受け付けた場合も、当該支援センター長及び婦人相談員の所属機関の長の依頼により婦人相談所が保護に関する証明書を発行することに留意されたい。ただし、婦人相談所以外で、「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の証明について」

（平成19年9月6日雇児福発第0906001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）における2-②及び③の証明書を既に発行している支援センターについては、当該支援センターが保護に関する証明書を発行することとして差し支えない。

については、貴職より支援センター等関係機関及び管内の市町村（特別区を含む。）に周知して頂くようお願いする。なお、同日付けで厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長より各都道府県県民生主管部（局）長あてに同様の通知が発出されていることを申し添える。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

別 添 「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の証明について」

（平成19年9月6日雇児福発第0906001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）

（別添省略）